

提案条例説明資料

令和6年9月

浜田市議会定例会議

提案条例説明資料

担当部名称 都市建設部

1	議案番号	議案第48号
2	題名	浜田市手数料条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（以下「法」という。）において、建築基準法の一部が改正され、引用する条項が整理されたため、所要の改正を行うものです。
4	概要	建築基準法を引用する条項の整理（第2条関係） （改正前） （改正後） (1) 第18条第4項 第18条第5項 (2) 第18条第16項 第18条第20項
5	施行期日等	公布の日又は法附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日
6	備考	1 手数料の額の変更はありません。 2 法附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日 公布の日（令和6年6月19日）から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日

提案条例説明資料

担当部名称 健康福祉部

1	議案番号	議案第 49 号
2	題名	浜田市国民健康保険条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	「国民健康保険及び後期高齢者医療制度における急患等の被保険者に係る一部負担金及び保険料（税）の徴収猶予の取扱いについて（厚生労働省通知）」において、被保険者が急患等で医療機関等を受診した際に支払能力の有無が不明である場合は、保険料の徴収猶予を必要に応じて延長（最長 1 年）する取扱いが示されたこと及び国民健康保険法の一部が改正され、健康保険証が廃止されることに伴い、所要の改正を行うものです。
4	概要	<p>1 保険料の徴収猶予の延長措置（第 26 条関係） （改正前） 3 箇月 （改正後） 原則 3 箇月。ただし、保険料の納付資力が戻るまでの期間として、最長 1 年まで延長を可能とする。</p> <p>2 健康保険証の廃止に伴う罰則規定の改正（第 29 条関係） 罰則規定から健康保険証の返還に応じない滞納者に係る規定を削除する。</p> <p>3 その他規定の整理</p>
5	施行期日等	<p>1 施行期日 令和 6 年 12 月 2 日</p> <p>2 経過措置</p> <p>(1) 改正後の規定は、令和 6 年 12 月分以後の期間に係る保険料及び令和 7 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 6 年 11 月以前の期間に係る保険料及び令和 5 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。</p> <p>(2) 施行の日前にした行為及びなお従前の例によることとされる場合における同日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p>